

議案第 6 2 号

八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八幡浜市国民健康保険条例（平成 1 7 年条例第 1 3 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（過料） 第 1 2 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 において、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。	（過料） 第 1 2 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合 においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため。

